

令和3年9月14日  
 課名 土木建築局都市計画課  
 担当者 課長 廣中  
 内線 4110

## 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を 市街化調整区域に編入する取組方針について

### 1 要旨・目的

広島県都市計画区域マスターplan（令和3年3月）に掲げる都市の目指すべき将来像「安全・安心に暮らせる都市」等の実現に向け、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組（以下「逆線引き」という。）について、市街化区域を有する県内全13市町との会議や広島県都市計画審議会で議論を行い、進め方や候補地の選定方法などを取組方針として決定した。

### 2 現状・背景

高度経済成長期において急激な人口増加と宅地需要の高まりに伴い、丘陵部を中心に住宅団地が数多く開発されており、その後の土砂災害防止法に基づく区域指定などにより、災害リスクの高い区域に宅地などの都市的土地区域が行なわれている状況が明らかとなった。

こうしたことから、災害リスクの高い区域における都市的土地区域を抑制し、災害リスクの低い区域へ居住を誘導するため、逆線引きを推進することを、広島県都市計画区域マスターplanなどに位置付け、検討を進めてきた。

### 3 概要

#### (1) 対象者

市街化区域内の土砂災害特別警戒区域における土地所有者等

#### (2) 実施内容（取組方針 別紙参照）

50年後の土砂災害特別警戒区域内の居住者が概ねゼロを目指す姿として、今後20年間で逆線引きを完了することを目標とした。

逆線引き対象箇所が多数あること等から段階的に進めることとし、住宅、店舗、工場等の都市的土地区域の広がりを防ぐ観点から、まずは市街化区域に跨る縁辺部の未利用地（建物なし）の対象箇所から、令和6年度までに逆線引きを実施する。

#### ア 令和6年度の逆線引き候補地

逆線引きを行う単位として、斜面や渓流ごとに、次のとおり箇所数を整理した。

対象範囲	箇所数
市街化区域内の土砂災害特別警戒区域の対象箇所	約10,000箇所
うち、縁辺部 (区域区分線を跨ぐ)	約5,000箇所
うち、未利用地（建物なし） (令和6年度逆線引き候補地)	約800箇所*

\*砂防アクションプラン等を踏まえ、対策工事の実施箇所は除外している。

\*GIS上で地図の重ね合わせから算出した数値であり、今後、市町が現地調査等を行った上で候補地を確定する。

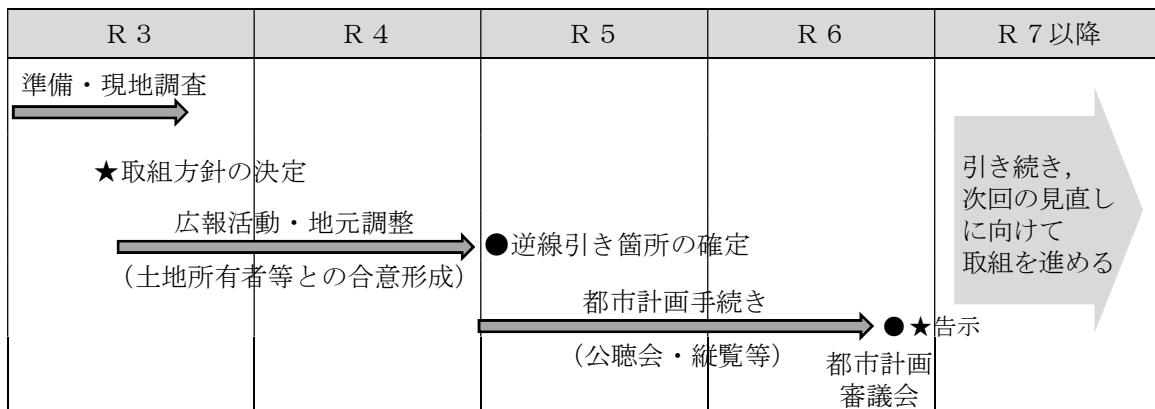
\*市町によっては、過去の被災状況やまちづくりの方針等を踏まえ、候補地以外にも前倒しで実施する場合がある。

## イ 逆線引きの進め方

土地所有者等に対し、市町と連携しながら、行政広報誌やホームページ等を活用して取組を周知するとともに、都市計画手続き（説明会や公聴会等）を確実に実施する。

### (3) スケジュール

市町と連携して広報活動や地元調整等を行い、逆線引き箇所を確定させた上で、都市計画手続きを経て、令和6年度までに逆線引きを行う。



### (4) 予算（単県）

持続可能なまちづくり推進事業（市街化調整区域への編入）…10,660千円